主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

論旨は、単なる法令違反の主張であつて、「最高裁判所における民事上告事件の 審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号ないし三号の いずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」 ものと認められない。(原審の認定した事実関係の下では、上告人らの請求を認め なかつた原審の法律判断は正当である。)

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

郎	Ξ	松	岩	裁判長裁判官
毅		野	真	裁判官
輔	悠	藤	斎	裁判官
郎	俊	江	入	裁判官